4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合、原則として下記のとおりの俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
行政職俸給表㈠	１級25号俸　172,200円
専門行政職俸給表	１級９号俸　172,800円
公安職俸給表㈠	２級13号俸　200,000円
公安職俸給表㈡	１級21号俸　195,700円
研究職俸給表	１級25号俸　176,900円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

特定独立行政法人の職員となる場合には、それぞれの特定独立行政法人において定められた給与が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　昭和59年４月２日から平成５年４月１日までに生まれた者

⑵　平成５年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成27年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成27年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「行政」
基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び一般論文試験

イ　試験の区分「電気・電子・情報」、「機械」、「土木」、「建築」、「物理」、「化学」、「農学」、「農業農村工学」及び「林学」
基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）
（専門試験の出題分野は別記１のとおりとする。）
（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、一般論文試験又は専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　平成26年６月15日（日）

⑶　試験地　札幌市、盛岡市、仙台市、秋田市、さいたま市、習志野市、東京都、新潟市、長野市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、神戸市、松江市、岡山市、広島市、山口市、高松市、松山市、福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成26年７月９日（水）に、受験番号及び試験地を以下の場所における掲示又は一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

ア　試験の区分「行政」については人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）、当該地域試験を所掌する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は10⑴に掲げる。）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所

イ　その他の試験の区分については人事院事務総局及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所
なお、合格者には書面で通知する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成26年７月16日（水）から８月４日（月）までの間の指定する日

⑶　試験地　別記２のとおりとする。

8　最終合格者発表　平成26年８月20日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分（地域試験の区分を含む。以下同じ。）ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び第１次試験の試験地の変更は認めない。ただし、第１次試験の試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、平成26年４月９日（水）９時から４月21日（月）までとし、４月21日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者で、受験申込用紙の交付を受けた者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に郵送又は持参により平成26年４月９日（水）又は４月10日（木）に提出すること。郵便又は信書便による申込みは、平成26年４月10日（木）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

（第１次試験の試験地）	（申込先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
盛岡市、仙台市、秋田市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２－23
さいたま市、習志野市、東京都、新潟市、長野市	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
静岡市、名古屋市、金沢市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
京都市、大阪市、神戸市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１－60
松江市、岡山市、広島市、山口市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市、松山市	人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１―17―33
福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。